

指定短期入所生活介護

入 所 契 約 書

社会福祉法人 善憐会

特別養護老人ホーム「伏姫の郷」

◇ ◆ 契約の内容 ◆ ◇

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (契約期間と更新)
- 第 3 条 (サービス計画の作成・変更)
- 第 4 条 (サービスの内容及びその提供)
- 第 5 条 (緊急時の対応)
- 第 6 条 (居宅介護支援事業者との連携)
- 第 7 条 (秘密保持・個人情報の保護)
- 第 8 条 (賠償責任)
- 第 9 条 (利用者負担金及びその変更)
- 第 10 条 (利用者負担金の支払い)
- 第 11 条 (利用者負担金の滞納)
- 第 12 条 (契約の満了)
- 第 13 条 (利用者の解約権)
- 第 14 条 (施設の解約権)
- 第 15 条 (契約終了時の援助)
- 第 16 条 (苦情処理)
- 第 17 条 (利用者代理人)
- 第 18 条 (裁判管轄)
- 第 19 条 (契約外事項)
- 第 20 条 (協議事項)

指定短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

社会福祉法人善隣会特別養護老人ホーム「伏姫の郷」(以下、「施設」という。)は、要介護認定を受けた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条(契約期間と更新)

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了日までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条(サービス計画の作成・変更)

施設は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。

2 施設は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう短期入所生活介護の目標を設定し、「短期入所生活介護計画」に基づき計画的に行います。

3 施設は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能な時は、速やかに「短期入所生活介護計画」の変更等の対応を行います。

4 施設は、「短期入所生活介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し説明し同意を得て契約書を交付します。

第4条(サービス内容及びその提供)

利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という)に定めたとおりです。

2 施設は、前項「説明書」を、その内容につき利用者及びその家族に説明し書面により同意を得て交付します。

3 施設は、「短期入所生活介護計画」に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。

- 4 施設は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 施設は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第5条(緊急時の対応)

施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第6条(居宅介護支援事業者との連携)

施設は、サービスの提供に当たり居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 施設は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第7条(秘密保持・個人情報の保護)

施設及び職員は、サービスの提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合であり利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- (4) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等の場合
- (5) 施設内の広報物又は家族会での説明等の場合

- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第8条(賠償責任)

施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 利用者が急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない自由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (4) 利用者が、施設及び職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第9条(利用者負担金及びその変更)

利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
その際、施設は利用者に事前に説明します。
- 3 施設は、提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し利用者の同意を得ます。
- 4 施設が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し同意を得ます。

第10条(利用者負担金の支払い)

サービスが介護保険の適用を受ける場合には、介護保険負担割合証に提示された1割から3割のサービス費をお支払いいただきます。

- 2 保険料の滞納などにより、介護負担割合証によるサービス費の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 施設は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して翌月末までに利用者に請求し利用者は、次の方法により支払います。
 - (1) 当施設指定の金融機関指定口座への振り込み
 - (2) 現金による支払い
 - (3) 金融機関口座からの自動引き落とし

第11条(利用者負担金の滞納)

利用者が正当な理由なく利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、施設は文書により1ヶ月以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、施設は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 施設は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条(契約の満了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、施設が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第13条(利用者の解約権)

利用者は施設に対して、契約満了希望日の翌営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、施設は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 施設が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 施設が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第14条(事業者の解約権)

施設は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、施設の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第15条(契約終了時の援助)

契約を解除又は終了する場合には、施設はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第 16 条(苦情処理)

施設は、利用者又はその家族からの短期入所生活介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 施設は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第 17 条(利用者代理人)

代理人は、入所者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

- 2 代理人は、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとします。
- 3 前項の代理人の負担は、極度額1,000,000円を限度とします。
- 4 代理人が負担する債務の元本は、利用者または代理人が死亡したときに確定するものとします。
- 5 代理人の請求があったときは、施設は代理人に対し、遅延なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

第 18 条(裁判管轄)

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条(契約外事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第 20 条(協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。